

IT企業法務研究所（LAIT）セミナー  
「クラウド環境における法律問題」3回連続講演

講師 弁護士 山本隆司先生

●「クラウド環境における法律問題ーコンテンツに対する技術的保護手段ー」  
(3/22木 13:30-15:30)

現行の著作権法は、クラウド環境下のコンテンツの保護・利用に対応しているか。クラウド・コンピューティングにおいて利用される技術的保護手段が著作権法によって適切な保護を受けているのか、最も重要な問題である。

クラウド・コンピューティングにおいては、①サーバ側に置かれたコンテンツにアクセスできる者を特定人に限るよう、利用者をIDとパスワードで認証することが必要となる。また、②IDとパスワードを盗聴から防止するために、これを暗号化などの措置が必要となる。さらに、③クライアント側に送られるデータを盗聴から防止するために、暗号化などの措置が必要となる。

この講演においては、①技術的保護手段として利用される認証、暗号化、識別信号などの要素技術の機能と限界を分析する。②コンテンツをネット・コンテンツ、パッケージ・コンテンツおよびシステム・コンテンツに分けて、技術的保護手段の利用形態の実例を見ていく。また、③クラウド・コンピューティングを含むデジタル環境下でのコンテンツの利用において、コンテンツに対するアクセス・コントロールの保護が必要かを検証する。

●「クラウド環境における法律問題ーアクセス・コントロールに対する各国の法整備ー」  
(4/12木 13:30-15:30)

米国が1998年に制定した「デジタルミレニアム著作権法」(DMCA)は、その名前が示すとおり、著作権法を21世紀のデジタル環境に対応させるという意欲を持った立法である。その柱の一つが技術的保護手段の保護であるが、アクセス・コントロールの保護を中心課題と位置付けている。技術的保護手段の保護についてすでに多くの裁判例があるが、そのほとんどはアクセス・コントロール事案であって、コピー・コントロール事案はわずかにすぎない。このことは、コンテンツの保護におけるアクセス・コントロールの重要性を示している。

米国に遅れて欧州連合でも2001年に「情報社会指令」を出して加盟国にアクセス・コントロールを含む技術的保護手段を著作権法で保護することを義務付

けた。これを受けて欧州各国では著作権法にアクセス・コントロールを保護する規定を置いている。

他方、日本では、著作権法でアクセス・コントロールを保護する必要があるとの認識は全く存在せず、不正競争防止法と不正アクセス禁止法で部分的にかつ間接的に保護されているにとどまる。

この講演では、以上のようなアクセス・コントロールの保護に対する各国の法制を検討する。

## ● 「クラウド環境における法律問題－契約と知財侵害の準拠法と裁判管轄権－」 (5/18金 13:30－15.30)

国際私法は、クラウド環境下のコンテンツの保護・利用に対応しているか。もともと、裁判管轄と準拠法を決定する国際私法ルールは、各国ごとに異なっている。そのうえ、コンテンツの保護・利用については、知的財産権に特有の属地主義が存在し、裁判管轄・準拠法ルールは、複雑な様相を呈している。

この講演においては、まず、日米欧における裁判管轄・準拠法ルールの法制の現状と改正動向を紹介する。各国においてネットワーク環境への対応を目指して新ルールを提唱する動きが盛んであり、法改正が盛んである。

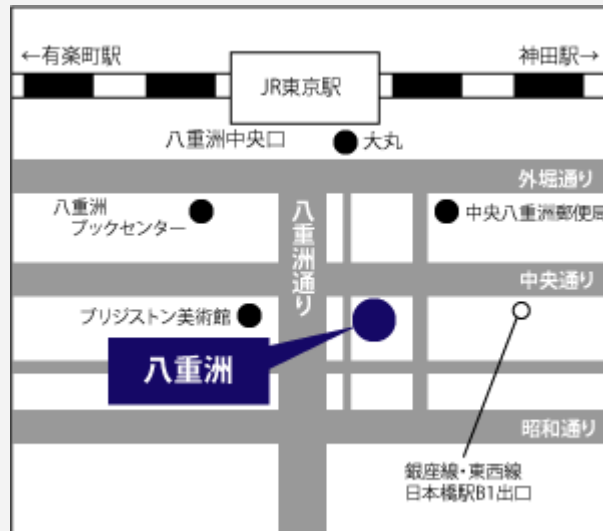
つぎに、ネットワーク環境、特にクラウド環境下での固有の問題点を具体的にみていく。ネットワーク配信においては、多数の国でコンテンツが受信されるが、その紛争はどこの国が裁判管轄権を持つのか、またこれにどこの法が適用されるのか。とくに、サーバとクライアントの所在国が異なると、裁判管轄と準拠法の決定が問題となるが、クラウド・コンピューティングにおけるコンテンツの利用が果たしてクライアント側にあると言えるのか、それともサーバ側にあると言えるのか、微妙な状況を生ずる。

**会場：** 「アビタス八重洲」セミナールーム

中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 4 階「アビタス八重洲貸会議室」

(JR 東京駅八重洲口徒歩 5 分、東京メトロ銀座線・東西線日本橋駅

B1 出口徒歩 2 分：中央通りと八重洲通りの交差点(日本橋 3 丁目)からタカシマヤ寄り 二つ目のビル)



参加会費：各回 3,000円

お申込み：IT企業法務研究所（L A I T）ホームページ [www.lait.jp](http://www.lait.jp)  
からお申込み下さい

主 催：IT企業法務研究所（代表研究員 棚野正士）  
101-0047 千代田区内神田2-2-6 田中ビル6階  
電 話 03-5207-5102（株式会社インタークロス内）  
メール [webmaster@lait.jp](mailto:webmaster@lait.jp)

以 上